

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	児童手当・特例給付支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、児童手当・特例給付支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和7年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当・特例給付支給事務
②事務の概要	<p>児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とするものである。</p> <p>郡山市は、児童手当・特例給付支給事務に関し、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>※①④⑦⑩の事務における手続きの受理については、サービス検索・電子申請機能を用いての受領を含むものとする。</p> <p>※③⑥⑨⑫の事務における通知については、マイナポータルのお知らせ機能を用いての通知を含むものとする。</p> <p>①認定請求の受理 ②認定請求に係る事実についての審査 ③認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ④額改定請求の受理 ⑤額改定請求に係る事実についての審査 ⑥額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ⑦未支払請求の受理 ⑧未支払請求に係る事実についての審査 ⑨未支払請求の審査結果に係る請求者等への通知 ⑩各種届出の受理 ⑪各種届出に係る事実についての審査 ⑫各種届出の審査結果に係る請求者等への通知 ⑬受給資格情報の児童手当システムへの登録・管理 ⑭手当の支給</p>
③システムの名称	児童手当システム、庁内連携システム、住民登録外システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表 81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106、107の項 <情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141、161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口: 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 こども部子育て給付課(給付係) 電話024-924-2411
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネットの照会の際は複数人で確認しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。マイナンバー記載の申請書はキャビネに保管している。	

